

ご契約のお車の補償

一般車両共済…大きな補償を受けたい方

《共済金をお支払いする主な場合》

- ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、共済金額を限度にお支払いします。



車対車+危険限定…掛金を安くしたい方

《共済金をお支払いする主な場合》

- ご契約のお車が車対車の衝突・接触事故もしくは盗難事故等の走行に起因しない事故により損害を被った場合のみに、共済金額を限度にお支払いします。



車対車…掛金をさらに安くしたい方

《共済金をお支払いする主な場合》

- ご契約のお車が車対車の衝突・接触事故により損害を被った場合のみに、共済金額を限度にお支払いします。



車両共済
(車対車+危険限定、
車対車含む)
のお支払いできない
主な場合

- ご契約者、被共済者または共済金を受取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波・革命・内乱・紛争・核燃料物質等によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 故意損害
- 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他の自然消耗
- タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害
- 法令により禁止されている改造を行なった部分品に生じた損害
- ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

ご契約のお車を 運転される方の年齢は？

個人契約の場合は、同居のご家族で運転される方のうち、最も若い方の年齢に合わせてお選びください。(法人や個人事業主の場合は、従業員など運転される方の年齢に合わせてお選びください。)



- 自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車/二輪自動車/原動機付自転車が対象です。
- ご契約のお車が原動機付自転車の場合、「21歳以上」「全年齢」のいずれかをお選びください。
- 運転免許新規取得者に対する自動補償制度
記名被共済者が個人のご契約で、運転者年齢条件に該当しない新規に運転免許を取得された方が運転中の事故については、免許取得日の翌日から起算して30日以内の事故で、かつ、同期間内に運転者年齢条件の変更または削除のお手続きをした場合に限り、対人賠償および対物賠償の共済金をお支払いします。

ノンフリート等級別割引・割増制度

- ・ノンフリート等級別無事故係数(7F~20等級)がそれぞれ①無事故係数と②事故有係数とに区分され適用されます。
事故有係数適用期間は、0年を下限とし、6年を上限とします。



各種掛金割引制度

ご契約内容により
掛金が割引となります!



- 運転者家族限定割引…**3%**
- 運転者本人・配偶者限定割引…**7%**
- 新車割引…
 - ①自家用(普通・小型)乗用車で初度登録年月からご契約開始月が25か月以内の場合
車両共済以外…**10%**、車両共済 **6%**
 - ②自家用軽四輪乗用車で初度検査年月からご契約開始月が25か月以内の場合
対人賠償 **3%**、対物賠償 **2%**
人傷・搭乗者 **17%**、車両共済 **1%**
- セカンドカー割引…最大**40%**
- ノンフリート多数割引(5台~9台)…**5%**
- 3台割引…**5%**
- 福祉車両割引…**3%**
- エコカー割引…**3%**



キャッシュレス契約がさらに 便利になりました!

初回目振替方式

ご契約時に現金のご用意の必要がありません。
ご契約開始月の指定日に、ご契約者様のご指定金融機関口座から自動引き落としとなります。

銀行届印をご用意ください。